

## 平成26年小布施町議会3月会議会議録

### 議事日程(第5号)

平成26年3月20日(木)午後2時30分開議

開議

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 6号 小布施町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第15号 平成25年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第19号 平成25年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第20号 平成25年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第23号 小布施総合公園スポーツコミュニティセンターの指定管理者について
- 日程第 8 社会文教常任委員長報告
- 日程第 9 議案第 1号 小布施町廃棄物等による不良状態を解消する条例について
- 日程第10 議案第 2号 小布施町空き家等の適正管理に関する条例について
- 日程第11 議案第 4号 小布施町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 5号 小布施町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第16号 平成25年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第17号 平成25年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第18号 平成25年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第22号 長野広域連合規約の変更について
- 日程第17 政策立案常任委員長報告
- 日程第18 陳情第 1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第19 発委第 1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

- 日程第 2 0 予算特別委員長報告
- 日程第 2 1 議案第 7 号 平成 2 6 年度小布施町一般会計予算について  
＜修正動議＞ ＜平成 2 6 年度小布施町一般会計予算に対する修正動議＞
- 日程第 2 2 発委第 2 号 議案第 7 号に対する附帯決議について
- 日程第 2 3 議案第 8 号 平成 2 6 年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 9 号 平成 2 6 年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 号 平成 2 6 年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計  
予算について
- 日程第 2 7 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第 3 0 議会報告第 1 号 出納検査の報告について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（14名）

1 番	原 勝 巳 君	2 番	小 林 一 広 君
3 番	渡 辺 高 君	4 番	小 西 和 実 君
5 番	小 林 茂 君	6 番	富 岡 信 男 君
7 番	山 岸 裕 始 君	8 番	川 上 健 一 君
9 番	大 島 孝 司 君	1 0 番	小 淵 晃 君
1 1 番	関 谷 明 生 君	1 2 番	渡 辺 建 次 君
1 3 番	関 悦 子 君	1 4 番	小 林 正 子 君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 市 村 良 三 君 副 町 長 久 保 田 隆 生 君

健康福祉部門 総括参事	竹内節夫君	健康福祉部門 グループリーダー	中條明則君
地域創生部門 総括参事	八代良一君	行政経営部門 総括参事	田中助一君
行政経営部門 グループリーダー	西原周二君	教育委員長	中島聰君
教育長	竹内隆君	教育部門 総括参事	池田清人君
監査委員	畔上洋君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	三輪茂	書記	堀内信子
--------	-----	----	------

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（関谷明生君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（関谷明生君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

本日、政策立案常任委員長から、発委第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書、7番、山岸裕始議員ほか1名から議案第7号 平成26年度小布施町一般会計予算に対する修正案、予算特別委員長から発委第2号 議案第7号に対する附帯決議が提出されましたので報告いたします。

また、地域創生部門グループリーダー畔上敏春君から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議事日程の報告

○議長（関谷明生君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷分のとおりであります。

---

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第3号から日程第7、議案第23号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

小林総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小林一広君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林一広君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月11日午前9時から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第15号 平成25年度小布施町一般会計補正予算について、議案第19号 平成25年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第20号 平成25年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第23号 小布施総合公園スポーツコミュニティセンターの指定管理者についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、行政経営部門総括参事等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第3号についての質疑の主なものとして、手当の金額を改正する根拠は何か。遺体取り扱い業務は警察の仕事ではないか。防疫作業と特殊業務は年間どのくらいあるのか等の発言がありました。

議案第6号についての質疑の主なものとして、スポーツコミュニティセンターの施設の内容はどういうものか。公の施設は町が施設をつくり、指定管理にするものではないか。業者がやるのであれば行政財産から普通財産に変えるべきではないのか。改修した施設はどこへ帰属するのか等の発言がありました。

議案第15号についての質疑の主なものとして、民生費国庫負担金の減額だが、当初、児童手当は何人で見積もったのか。除雪費が確定しているのであれば予備費でなく除雪費として計上したほうがいいのではないか。消防賞じゅつ金積立基金は最近では何年前に支出があったのか等の発言がありました。

議案第19号及び議案第20号についての質疑はありませんでした。

議案第23号についての質疑の主なものとして、指定管理者選定委員会は何回会議を開いたのか。設置要綱第1条に選定委員会が規定されているので開く必要があるのではないか。指

定管理者となる団体から提出された収支計画の中身はどの程度検討したのか。町は指定管理者の運営にどうかかわっていくのか等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の質疑内容であり、副町長、地域創生部門総括参事等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために3月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て総務産業常任委員会を開き、討議を行いました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して採決の結果、議案第3号、議案第6号、議案第15号、議案第19号、議案第20号及び議案第23号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会審査報告といたします。

平成26年3月20日、総務産業常任委員長、小林一広。

○議長（関谷明生君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） 日程第8、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第9、議案第1号から日程第16、議案第22号までを、会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 関 悦子君登壇〕

○社会文教常任委員長（関 悦子君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月12日午前9時から公民館講堂におきまして、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得まして社会文教常任委員会を開きました。

会議に付しました案件、3月会議で付託されました議案第1号 小布施町廃棄物等による不良状態を解消する条例について、議案第2号 小布施町空き家等の適正管理に関する条例について、議案第4号 小布施町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、議案第5号 小布施町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、議案第16号 平成25年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第17号 平成25年度小布施町介護保険特別会計補正予算について、議案第18号 平成25年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第22号 長野広域連合規約の変更についてであり、慎重に審査いたしました。



初めに、副町長、教育長、健康福祉部門総括参事らの出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑といたしまして、今までの不良状態の経過と今回の条例制定の意義を聞きたい。廃棄物と思われるものを所有者が財産と主張する場合、それを審議会が判断するのか。法的判断の必要があるために、審議会に弁護士を入れたのか。代執行があることが抑止力になるのか。経過を記録し積み上げていくことが必要だと思うがどのように進めていくのか。廃棄物等の不良状態を客観的に指数で判定できるものがあるのか。審議会は独自に調査をするのか。この条例に規則はあるのか。立ち入り調査は職員だけでよいのか。第13条代執行で費用を徴収することができるとなっているが、できなかった場合の対応はどうするのか。町民の皆さんへの啓発活動はどうやるのか。不良状態にある現在の件数と、その対応状況はどうか。改善されない原因は何か。あえて代執行を盛り込んだ条例を制定した理由は何か。先行する自治体との相違点、運用上の問題点は何か等の発言がありました。

議案第2号についての質疑として、この条例を制定するのはなぜか。景観についてはどう考えているのか。宅地の固定資産税に軽減措置があるから空き家を壊さないのではないか。審議会を設置しないのか。現在、緊急安全措置が必要なものが1件あるというが、所有者とどういう話をしているのか等の発言がありました。

議案第4号についての質疑として、委員数を15名から10名に減らす理由は何か。第2条を削除する理由は何か等の発言がありました。

議案第5号についての質疑として、第3次一括法の関連だが、今回で条例改正が最後になるのかとの発言がありました。

議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第22号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の質疑内容であり、副町長、健康福祉部門総括参事らから詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月13日午前9時10分から公民館講堂において委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て社会文教常任委員会を開き、討議を行いました。

議案第1号についての意見として、不良状態を解消するために、代執行を設けたものであり、賛成。採決は拙速ではないか。客観的な基準がわからない。今までの小布施町のまちづくりは、みんなでやっていこうというものだったので、この条例は反対。代執行を初めて定めたが、もう少し手続が必要だと思うので反対。今までの条例で対応してきたが進まなかつ

た。執行に当たっては、議会がチェックしていくべきであり賛成。町政懇談会を開催して、町民の皆さんの意見を聞き、議会にも事前に説明があった。代執行を担保にして進めるものであり賛成等の発言がありました。

議案第2号についての意見として、現在の対象戸数は1戸であるが、対象者と連絡をとっていない。まちづくりを取り入れた条例で進めるべきであり反対。まだ審議が必要であり、時期尚早であるので反対。緊急安全措置を重点に行っていくものであるので賛成等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略し、採決の結果、議案第1号及び議案第2号は挙手多数、議案第4号、議案第5号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第22号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、社会文教常任委員会審査報告といたします。

○議長（関谷明生君） 以上で社会文教常任委員長からの報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員長報告（陳情）

○議長（関谷明生君） 日程第17、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第18、陳情第1号について、政策立案常任委員

長の審査報告を求めます。

小林政策立案常任委員長。

〔政策立案常任委員長 小林 茂君登壇〕

○政策立案常任委員長（小林 茂君） 政策立案常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月10日午後1時30分から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された陳情第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書についてであり、陳情人に出席を求めて慎重に審査しました。

陳情第1号についての質疑の主なものとして、企業の生き残りにはある程度改正が必要ではないか。セーフティーネットの充実は要望しなくていいのか。限定正社員制度の考え方が、仕事や場所を自分の意思で選べるので安定しているという意見もあるがどう考えるのか。陳情のうち、一部の会議体とは何か。今回の陳情は労働者側から見たものであり、経営側にメリットはあるのか等の発言がありました。

質疑終了後、慎重審査を期するため討議を行いました。

主な意見として、解雇の金銭解決制度、限定正社員制度、ホワイトカラー・イグゼンプションの実態がわからない。日本の経済を守るために3つの要請事項は必要だと思う。労働者にプラスになる改正でなければならないので陳情に賛成等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、討論を省略して採決の結果、陳情第1号は挙手多数で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員会審査報告といたします。

平成26年3月20日、政策立案常任委員長、小林 茂。

○議長（関谷明生君） 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

---

#### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第19、発委第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小林政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小林 茂君登壇]

○政策立案常任委員長（小林 茂君） 発委第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由であります。雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要であります。

それにもかかわらず、政府内では労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされているため、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書を提出するものです。

意見書は別紙のとおりです。

○議長（関谷明生君） 以上で発委第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより発委第1号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（関谷明生君） 日程第20、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案、日程第21、議案第7号から日程第29、議案第14号までを会議規則第37条の規定により一括議題として委員長の審査報告を求めます。

大島予算特別委員長。

[予算特別委員長 大島孝司君登壇]

○予算特別委員長（大島孝司君） 予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本日午後1時30分から議会会議室において、委員13名中13名の出席を得て、予算特別委員会を開催いたしました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第7号 平成26年度小布施町一般会計予算について、議案第8号 平成26年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第9号 平成26年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第10号 平成26年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第11号 平成26年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第12号 平成26年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第13号 平成26年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第14号 平成26年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

平成26年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第7号については第1及び第2分科会にそれぞれ分担し、議案第8号、第9号、第10号及び第11号は第2分科会に、議案第12号、第13号及び第14号は第1分科会に分担し、審査を行いました。

本日の予算特別委員会において各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。

これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第7号について質疑の主なものは、町民税法人分が減っている原因は何か。財産収入の土地売り払いはどこを予定しているのか。文化の日表彰事業費が延びているが、町制施行60周年記念事業とどのように組み立てていくのか。官学協働事業の慶応大学との共同研究について説明してほしい。教授が大学を移るとのことであるが、町と大学との協定ではないのか。法政大学との成果の総括はしたのか。庁舎駐車場整備の内容を詳しく教えてほしい。町民の皆さんに案などを公表することは考えているのか。定住促進コーディネーターとは何か。新規就農者支援補助金の根拠が曖昧ではないか。企業連携事業委託料の内容を説明してほしい。委託料が常態化している。振興公社の理事会で十分検討してほしい。有害鳥獣駆除対策で近隣市町村との連携はどう図っているのか。猟友会の新規会員の確保はどうか。町長は定例会招集の挨拶の中で、商工業者に積極的に支援を行うと言っていたが、予算のどこが積極的に組んであるのか。観光案内事業費のキャラクターはどういう効果があるのか。観光協会の自立のめどは立っているのか。道路整備計画についてどのように考えているのか。入札最低制限価格の見直しは考えているのか。官学協働のまちづくりの委託料について、協定は誰と結ぶのか。終期の設定も考えたほうがいいのではないかと。DV対応システムはどういうものか。個人情報の扱いはどうなるのか。住民基本台帳システム改修委託はどこへ委託するのか。個人情報漏れないような対策はあるのか。まちづくり交通研究委託と今までの研究との違いは何か。高齢者等タクシー利用給付を受けるためのハードルが高過ぎるのではないかと。老人福祉センターは避難所にもなっているので、浴室の部分をどうするか考える時期ではないかと。介護予防支援事業費のほとんどが委託料だが、町としてどのようにやっているのか。委託先はどこか。エンゼルランドセンターの利用者数の見込みはどうか。この規模のものをつくる必要があるのか。施設改修のスケジュールはどうなっているのか。町外利用者は無料だが、今後は利用料をもらうことを考えているのか。病院機能活用協働実施委託料の内容は何か。学習支援セミナーに参加している生徒の行動を防犯の面からも把握しているのか。グ



ローバルコミュニケーション事業の臨時職員は何をするのか。キャリア教育推進の委託先はどこか。実行委員会にする必要はないのではないか。図書館で今後蔵書をふやしていく考えはあるのか。電算化業務委託の内容は何か。外構植栽工事の内容は何か。総合型地域スポーツクラブ支援事業費の補助金は何に使うのか等の発言がありました。

議案第8号についての質疑はありませんでした。

議案第9号についての質疑は、保険料は長野広域連合で取り組んでいて値上げが可決されたが、今回の予算はそれを加味しているのか。保険料が広域で決められるのであれば予算の審議をする必要がないのではないか等の発言がありました。

議案第10号についての質疑は、介護保険事業計画策定懇話会委員はどんな人になり何をするのかとの発言がありました。

議案第11号についての質疑は、2名の未納者に対し回収の努力はしているのかとの発言がありました。

議案第12号についての質疑は、下水道使用量が減っているのはなぜかとの発言がありました。

議案第13号についての質疑はありませんでした。

議案第14号について質疑は、駒場水源の調査委託料について説明してほしいとの発言がありました。

以上、委員会に付託された議案の質疑内容であります。

これらの議案について、慎重審査を期すために討議を行い、討論を省略して採決いたしました。

議案第7号については、山岸裕始委員ほか1名から修正案が提出され、採決の結果、挙手少数で否決されました。

原案に対して採決の結果、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、平成26年度一般会計予算の執行に当たっての附帯決議を、特別委員会として提出することに決定いたしました。

以下、議案第8号、議案第9号、第10号、第12号、第13号及び第14号は挙手多数、議案第11号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

平成26年3月20日、予算特別委員長、大島孝司。

○議長（関谷明生君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

---

◎予算特別委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

議案第7号を議題といたします。

本案に対し、7番 山岸裕始議員ほか1名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

7番、山岸裕始議員。

〔7番 山岸裕始君登壇〕

○7番（山岸裕始君） 議案第7号 平成26年度小布施町一般会計予算に対する修正動議。

地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提出の経緯を説明します。

このたび、小布施町の一般会計に関しまして減額の必要がある予算に関して修正案を議会に提出します。

まず、基本的な考えですが、小布施町の予算は町民のための公共サービス、また社会資本に使われるべきものです。公共サービスとはごみの収集や処理、警察や消防など生活に欠かすことができないもので、民間の経済活動ではこれを満たすことが難しいものです。

また、社会資本とは公立学校や公園、道路など誰もが利用できる施設です。公共サービスは町の一般財源で行う場合、小布施町民の最大公約数が望み、必要とするものに使われるべきものであります。その考えに逸脱する2つの事業について、今回は予算特別委員会の委員として、修正案の発議をさせていただき、小布施町民を初めとする多くの一般の方々に知っていただくことで問題を一緒に考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正が必要と思われる事業、2つを説明します。

別紙、3ページをごらんください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画費、節1 報酬、節7 賃金及び節8 報償費です。官学協働事業費707万円のうち300万円を減額し、今年度並みの事業に補正するものです。

経緯としまして、小布施町は平成23年度4月12日に法政大学・小布施町地域創造研究所設立に関する協定を結び、地方分権に対応した政策形成能力の向上と小布施町をフィールドにした実践経験を通じて人材の育成を図ることを目的に、小布施町役場内に連携協定の拠点としての研究所を設立しました。

研究所の所長である教授が法政大学から慶応大学に移ることに伴い、今後新たに慶応義塾大学大学院システムデザインマネジメント研究科との連携協定を結ぶものになります。

法政大学との連携の際には大学との契約でしたが、今後は一研究科との契約となり、かかわる人の縮小や研究範囲の縮小が予定されるにもかかわらず、予算だけが今年度よりも来年度が300万円以上の増額となっております。

また、法政大学・小布施町地域創造研究所が主体となり、2年半の間に行った事業は、開校記念講演、地域活性化と大学の役割が1つ、T P Pシンポジウムが1つ、地域活性化セミナーとたったの3つしかありません。その他、所長や研究員が町の事業にかかわり、アドバイスやサポートはしていただいておりますが、大学、大学院としてのかかわりはほとんどない中で、年々予算のみが増額されているという現状となっております。

まずは地域創造研究所が、当初の目的である政策形成能力の向上に貢献したのかしっかりと検証すること。また、来年度設立予定のソーシャルデザイン研究所が慶応の一研究科と結ぶ研究協定で、予算に見合った費用対効果が見られるのかということを見ていく必要があると考えます。まずは今年度並みの当初予算をもって見守っていく必要があることから、減額の補正を提出させていただきました。

2つ目として、別紙4ページをごらんください。

款9 教育費、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、節13 委託料、グローバルコミュニケーション事業費296万7,000円のうち、委託料250万円を100万円減額するものです。

高校生を対象に、小布施でハーバード大生らによる、東京で開催されているH-L A Bの姉妹プログラムを企画する予算となります。

まず、東京で開催されているH-L A Bとは何かを説明させていただきますと、HはHarvard College Japan Initiativeの略で、2007年にハーバード大学の学部生を中心に創設されたハーバード大学公認の団体です。L A BはLiberal Arts beyond Bordersの略です。2011年に日米の各大学に所属する学生を中心に結成されました。世代間交流を主軸に置い

たりベラルアーツの教育モデルの導入を通じた新たな学びの環境の設計、教育モデルの導入をミッションとしています。このH-LABの姉妹プログラムである小布施サマースクール by H-LABを開催するための予算となります。

今回の予算では、キャリア教育推進委託料として250万円、小布施サマースクール by H-LAB実行委員会に事業を委託するものです。名目としては委託になっておりますが、この事業全体の事業費は今年度500万円で、会費や協賛金などの収入は町ではなく、実行委員会に入ります。運営に足りない予算を町が出すということで、実質これは事業委託ではなく、事業を補助する補助金に近い形での支出となっております。

補助金を団体に交付する場合、事業主体者が数年後には自立した組織になれるように年々補助率を下げる。また、補助金額を下げるなどの措置がされるのが一般的です。しかし、今年度より、さらに多くの負担を町の財政に求める計画になっております。本来ならこの事業の目的は、新たな教育モデルの設計であり、町の税金は小布施町の町民福祉の向上に充てられるべきものであるため、小布施町の一般財源で行われる事業ではなく、賛同者や参加者からの負担で行われるべきものです。

また、今年度事業開催に当たり、県の補助金を一部利用して開催したように、このようなモデル的な事業は、国や県からの制度を活用して行うべきものと考えております。

実行委員会の自立のため、また本来の目的に沿った事業を行うために、来年度、町からの支出を減らし、また再来年度以降は町の財源負担がない形での開催を望みます。

以上、2つの事業の減額補正を求めるものです。

また、それに伴い、歳入としては、款17繰入金、項2基金繰入金400万円を減額とするものです。

本当にこの事業が小布施町民の皆さんのためになるのか、一石を投じ考えていくために、今回の修正案を提出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（関谷明生君） 以上で議案第7号に対する修正案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本修正案に対する質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関谷明生君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号について討論に入ります。

議案第7号に対し賛成の討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

13番、関 悦子議員。

〔13番 関 悦子君登壇〕

○13番（関 悦子君） それでは、賛成討論をさせていただきます。

本年は町制60周年の大きな節目を迎えます。平成26年度予算は、この60年を振り返りながら、これからの10年後、20年後の町の姿を町民と共有し、まちづくりの原点に戻り、未来を考えるため、6つの重点施策を基本に編成されています。

第1に、町内外の人たちの交流を通して地域の未来を探求するため、定住促進事業、起業支援事業、若者会議などの交流事業の継続、また地域コミュニティの将来ビジョンづくりに取り組むため、新たに始まる慶応義塾大学、スペシャリストの中嶋教授と連携しての研究には大変期待をするものです。

第2に、守る農業から攻める農業のため、若い世代が町の基幹産業である農業の担い手として携わることのできるような支援として、都市農村交流の推進、担い手支援プログラムの構築、農産物の直接販売の支援を継続・拡充するとともに、小布施ブランドの発信・普及に取り組んでおります。

第3に、多様性と交流を学ぶ場として世代間交流、異文化共存、コミュニケーション力をキーワードに、若者会議、サマースクール事業、留学体験、コミュニティスクールの推進などが行われます。16歳から20代前半、最も感受性が高く想像力のたくましい年代です。このときに多くの刺激を受け、学ぶ機会を設けることは、将来を見通した人づくりに大いに貢献できるものと考えます。また、ホームステイを通して町民が若者と触れ合えることも長く深い交流につながるものと考えます。

第4に、健康長寿の町を目指して新たに総合型地域スポーツクラブの育成、健康づくり施設の整備を、また信州大学、新生病院と協働しての生活習慣や農作業が健康に及ぼす影響を10年間追跡調査をし、健康長寿の町を目指すとしています。医療・福祉・教育が一体となって地域全体で健康づくりをサポートすることが期待されます。

第5に、安心して子どもを産み育てることできるように、充実した子育て環境の整備では、エンゼルランドセンターの建設、小学校エアコン設置が新規に事業として加わりました。幼稚園の預かり保育、特別支援教育などが拡充されます。多様化する保護者のニーズに対応した保育、子育てサービスを充実することは小布施町の一層の魅力となり得ます。

第6に、安心して住めるまちづくりでは、新規事業として小学校に太陽光発電システムの設置、電気自動車充電設備設置準備、新条例を制定して良好な生活環境の保全が、また高齢

者の買い物、活動支援のための福祉車両の運行、歩行者の安全確保のための施設の耐震診断、通学路の舗装事業が拡充されます。

町制施行60周年を迎え、この間、先人、先輩の皆様が作り上げてくださったその後の町民が力を合わせ育ててきた小布施町は大きく変化を遂げ、活性化が図られました。行政を初めとして多くの人たちがこの小布施の町のまちづくりを学ぶために、また、観光でのお客様も大勢訪れるようになり、大変なにぎわいをもたらしてくださいました。

しかし、これからの少子高齢化や農業人口の減少の進展は大きな課題であり、より一層魅力的なまちづくりが必要であります。特に外の若い人たちとの交流を通じて国内外に情報を発信して小布施町人口の維持、増加に力を注ぐことが重要であると考えます。

平成26年度予算はそれらのための予算が各所に盛り込まれており、今後の発展性に期待されるものと思います。最近の経済指標は回復傾向にあり、経済回復には期待される明るい兆しが見え始めているとは言われていますが、従来どおり健全な財政運営を期待して、平成26年度予算の賛成討論といたします。

○議長（関谷明生君） 反対討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

14番、小林正子議員。

〔14番 小林正子君登壇〕

○14番（小林正子君） 議案第7号 平成26年度小布施町一般会計予算について、反対討論を行います。

2014年度の地方財政計画は、2月7日に閣議決定されました。新年度予算の最大の特徴は、社会保障、税一体改革に基づく消費税増税と本格的な社会保障改悪が始まる予算であり、大企業の減税、大型公共事業や新たな軍拡の推進の一方、国民、住民に対するかつてない負担増元年予算と言うべきものであります。

4月1日から消費税3%引き上げにより、8兆円にも及ぶ史上空前の大増税を国民に押しつけます。消費税は全ての世帯が増税となりますが、負担増の年収に対する比率は、低所得者世帯ほど重くなります。家計調査のデータで見ると、平均年収237万円の世帯で税率が8%になるだけで5万7,529円の増税になると試算されています。

また、年金で生活している方にとっては、昨年10月に支給額を1%を減額され、ことし4月からもさらに1%の減額が実施されます。消費税増税により、上下水道代、電気代、ガス代等公共料金も値上げされます。

また、70歳以上から74歳までの方の医療費自己負担分を1割から2割に引き上げるとし

ていますが、現在、70歳以上になっている方は特例で1割になっていますが、4月1日以降、70歳に達する方は2割になります。

消費税増税分が社会保障に回るわけではありません。小布施町は国の国民への負担増押しつけ路線をやめ、負担軽減措置が必要ですが、2014年度予算はその方向になっていません。

具体的に指摘します。

歳入で款16寄附金、項1寄附金、目2土木費寄附金、目3消防費寄附金、割り当てる寄附金はやめて負担金条例に変えていくとの答弁ですが、小布施町が道路、水路や消防設備は住民の安心・安全のまちづくりの計画に沿って事業を実施するべきで、負担金などの考えはやめるべきです。

歳出、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、官学協働事業費707万円、慶應義塾大学、事業構想大学院大学と連携し、10年後、20年後のまちづくりに向けた地域コミュニティの将来ビジョンづくりに取り組む事業とのことですが、小布施町の将来は小布施町民が、自分たちの将来は自分たちでつくっていく。どのようなまちを次世代に残していくのかは大変重要な課題であり、町民の責任で行うのが当たり前です。大学との協働で取り組む問題ではありません。この予算は削減すべきです。

若者会議事業費432万円、官学協働事業の一つとして行います。住民の中から若者の定住につながるのか疑問であるとの声が多数あります。もっと小布施に育った若者が町に定住できる施策に重点を置くべきで、この事業も中止とするべきです。

項3戸籍台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務費の委託料で住民基本台帳システム改修委託料については、いわゆるマイナンバー、社会保障税番号制度法が昨年5月24日に成立したのですが、税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税強化、給付抑制を狙うとともに、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されているものです。情報管理は十分に注意を払うことを求めます。

DV対応システム導入委託料についても情報漏えいにより社会的事件につながる危険もあります。情報管理には十分に注意を払うよう求めます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3高齢者福祉費、高齢者在宅支援事業、高齢者等タクシー利用給付事業については、75歳以上で住民税非課税と障害者手帳1級、2級保持者に限定されているために、視覚や聴覚に障害が生じて運転ができなくなった人たちは福祉バスも該当せずにショックを受ける人も男性には多いと思います。交付対象を広げて交通権の保障を

するべきです。

項1 社会福祉費、目7 老人福祉センター費については、いきいきサロン事業等、高齢者が週3回集まって一日を楽しく過ごし、体力の現状維持を保つための大事な施設です。担当者からの要望が出ている点について、早急に改善し、使い勝手のよい施設とするようにすべきです。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、放課後児童クラブ事業については、どの子も安心して放課後の居場所となるように、また、子供たちと一緒に手づくりおやつをつくり、子供たちに生きる力と生きる方法を学ぶ場にしてほしいと思います。その点でも指導員の研修の機会を十分に確保するべきです。

須坂市にある児童クラブへ依頼している児童について、委託料を町教育委員会として出すべきです。

款9 教育費、項1 教育総務費、目3 幼保小中一貫教育費、学習支援セミナー事業については、民間学習塾に丸投げしており、教育委員会が生徒に責任を持つての授業になっていません。学力向上支援事業に一本化するべきです。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、グローバルコミュニケーション事業、小布施町サマースクールH-LABについては、昨年、町民の皆さんから大変心配の声が上がった事業です。サマースクール実行委員会に委託して行い、若い人の人材育成を柱と考える行う事業としては本当に事業目標が達成されるのか疑問の声があります。昨年の様子では、町民の皆さんからも何をやっているかわからない。高校生や大学生を町の施設で雑魚寝させている。使った施設はきちんと掃除をして帰るくらいの常識がほしい。指導・教育するのが教育委員会だろうにと心配しながら見守ったとの声をいただきました。この事業はやめるべきです。

項6 保健体育費、目2 体育施設費、町営グラウンドトイレ改修については、グラウンド使用者だけでなく、観光の方、ウォーキングの方、大勢の方が利用するトイレがようやく改修されるということで歓迎します。誰もがいつでも気持ちよく使えるトイレに早期に工事を望みます。

項2 小学校費、目1 学校管理費、小学校環境整備事業、小学校低学年の特別支援学級にエアコンが設置、体温調整が難しい児童に対して大切なことです。また、その電源として小学校屋根に太陽光発電パネルを装置することはCO<sub>2</sub>削減、原発に頼らない自然エネルギー地産地消の観点からも評価すべき事業です。子供たちへの生きた環境教育として生かしていただきたい。今後さらに中学校やほかの公共施設に太陽光発電パネル設置を進めながら、住宅



屋根での太陽光発電にも町独自の助成を進めてほしいと思います。

最後に、平成25年度予算では、社会実験を通して検証してきた町内巡回バスの本格運行を始めますとしていた事業は、26年度ではバス運転手報酬がなくなりました。この事業はやめるとのことですが、町民にとって大切な公共交通とするべき巡回バスをなくすことは、住民の交通権の保障をしないということになります。ぜひこの事業はやるべきと思います。

以上を指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（関谷明生君） 以上で討論を終結いたします。

これより、7番、山岸裕始議員ほか1名から提出されました議案第7号の修正案について、会議規則第88条第1項の規定により、先に採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（関谷明生君） 挙手少数であります。

よって、修正案は否決されました。

原案について採決いたします。

原案について賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関谷明生君） 日程第22、発委第2号 議案第7号に対する附帯決議についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

大島予算特別委員長。

[予算特別委員長 大島孝司君登壇]

○予算特別委員長（大島孝司君） 発委第2号 議案第7号 平成26年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議案の提出について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由といたしまして、平成26年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、社会情勢や経済状況等を勘案し、慎重な対応を求めるためであります。

附帯決議を申し上げます。

議案第7号 平成26年度小布施町一般会計予算に対する附帯決議。

平成26年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、下記の事項について対応することを強く求める。

記。

1、歳入の確保について。国や県の補助事業制度の情報収集に努め、積極的に活用されたい。

2、委託料について。小布施町振興公社、小布施町社会福祉協議会、電算や実行委員会などに多くの委託料が計上されている。それぞれの趣旨は理解できるが、委託業務の内容について透明性を確保し、事業内容の見直しや精査を行い支出の圧縮に努められたい。また、大学との契約についても内容を精査し、事業成果が上がるよう努められたい。

3、嘱託職員、臨時職員について。採用期間や業務内容等を十分考慮した職員採用を行い、それに見合った報酬、賃金を支出されたい。

以上、決議する。

平成26年3月20日、小布施町議会。

以上です。

○議長（関谷明生君） 以上で、発委第2号の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関谷明生君） 全員挙手であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関谷明生君） 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

## ◎出納検査の報告

○議長（関谷明生君） 日程第30、議会報告第1号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（関谷明生君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから、例月出納検査の結果に関する報告をさせていただきます。

検査の概要でございます。

1番として検査の対象でございますが、平成25年12月分、平成26年1月分及び平成26年2月分の次の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。

検査の対象とした各会計は、一般会計ほか、お手元の報告書に記載のと通りの会計でございます。

2番目として、検査の実施日でございますが、平成25年12月26日、平成26年1月27日、平成26年2月28日に行いました。

3番目として、実施した検査手続でございますが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各機関等の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果でございます。平成25年12月16日現在、平成26年1月17日現在及び平成26年2月14日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿の記載金額と一致しまして計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細は、お手元の別表のとおりでございます。

平成26年3月20日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、小淵 晃。

以上でございます。

○議長（関谷明生君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって出納検査の報告を終わります。

---

◎散会の議決

○議長（関谷明生君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じ、平成26年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議を閉じ、平成26年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

---

◎休会の議決

○議長（関谷明生君） お諮りいたします。本議会は、議事の都合により、この後、あす3月21日から6月30日までの102日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関谷明生君） ご異議ないものと認めます。

よって、あす3月21日から6月30日までの102日間を休会とすることに決定いたしました。

---

◎町長挨拶

○議長（関谷明生君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会3月会議に上程いたしました議案につきまして慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

3月会議の冒頭でも申し上げましたが、2月豪雪により被害に遭われた農家の皆さんには、改めてお見舞いを申し上げます。

農業施設被害は本日現在で25件の農家で91棟に及び、被害額では1億55万円ほどになっております。今後、国・県の具体的な支援策の提示を受ける中で町として万全の支援をしてまいります。その際には補正予算をご提案申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本年、小布施町は町制施行60周年を迎えております。地方自治体として一つの区切りの年であり、町民の皆さんとともに喜びを分かち合い、新しい小布施町のスタートとなるようにことし1年を考え、行動する年にしてまいります。

町政懇談会などの機会を通じ、新しいコミュニティのあり方を町民の皆さんとともに考え、定住促進を進める大切さのご理解をいただきます。定住促進は、一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、不退転の覚悟で推し進めてまいります。

また、各種のイベントも行います。「まちとしょテラソ」は、平成21年7月の開館以来、ことし5周年目を迎え、加えて大正12年小布施村立図書館が創設されて90周年という記念すべき年であり、記念事業の一つとして創作童話の募集コンテストを行います。

10月には50回を数えます記念の町民運動会、六斎市などを行い、小布施町と都住村が合併した11月1日には、文化の日の表彰とあわせ、講演会などを含む記念式典を行います。11月30日の能楽公演は、宝生流シテ方佐野登先生のお力添えにより、能楽の公演を予定しております。小布施町のお子さんたちも参加をしていただく発表の機会としても取り組んでまいります。

環境保全に係る条例2案につきましては、大変慎重にご審議をいただき、それぞれ可決いただきました。

この条例は運用について慎重の上にも慎重を重ねた取り扱いを行ってまいります。また、環境保全の第一歩であるごみなどの排出につきまして適切な分別の徹底が図れますよう、改めて町民の皆さんのご協力をいただき、機会あるごとをお願いをしております。

昨年10月から行ってきた巡回型バス運行事業は、今月末日の運行をもって残念ながら一旦休止をいたします。バスの巡回は、議会を初め、各方面からご要望、ご意見をいただき、今後の超高齢社会に対応した移動支援を探るため、平成22年よりいろいろな試行運転をしましたが、総じて利用率が低調でありました。

しかし、将来における移動支援方法の確立は大切な課題であり、新年度以降は今後のまちづくりの中で、町民の皆さん全員が課題を共有していただき、運営できるような移動支援のあり方をさらに研究してまいります。

町民の皆さんの健康づくりの柱としてウォーキング事業をさらに進めてまいります。信越放送がその取り組みについて取材をし、一つのテレビ番組を制作してくださいました。その放映が週末、3月23日の午後3時からございます。現在、同報無線などを通じ、広く町内にお知らせをしています。大勢の皆さんにご視聴をいただき、今後の事業にもぜひ積極的にご参加いただきますようお願いするところであります。

エンゼルランドセンターは子育て支援センターとして大勢の皆さんにご利用をいただいておりますけれども、耐震性も含め、利用しやすい施設建設を行います。新年度の早い時期で入札を行っていきたいと考えております。

小学校へのエアコン及び太陽光発電システムの設置については、近年の夏の猛暑対策として、お子さんたちが集中して学習に取り組める環境づくりと、あわせてCO<sub>2</sub>削減による環境教育の一環としての太陽光発電システムを設置してまいります。今後、夏への対応として、早い段階で完成ができるように進めてまいります。

学校と地域住民や保護者の皆さんなどが目標を共有し合い、かかわり合いながら子供たちの豊かな成長を支えていく地域とともにある学校づくり、コミュニティスクールのあり方を検討してまいります。

人権政策・人権教育の推進は、本年度実施をした3,000人アンケート調査について町民の皆さんのご協力により90%の回収ができました。ここでご協力いただいた町民の皆さんにお礼を申し上げますとともに、この意識調査の結果を踏まえ、多様な人権学習講座などを企画実施し、町民の皆さんにご参加いただき、さらに人権のまちづくりを進めたいというふうに考えております。

4月5日午前10時から、緑化木頒布会を6次産業センター駐車場で行います。例年頒布しているミツバツツジやハナミズキのほか、ロウバイなどの香り木も頒布します。大勢の皆さんにおこしいたき、緑豊かなまちづくりを進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

4月29日には、千曲川ふれあい公園花まつりと岩松院さくら祭が行われる予定になっております。

千曲川ふれあい公園花まつりは、会場付近の駐車場が狭いことから、ことしも総合公園臨時駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行する予定にしております。昨年より駐車場用地として、飯田・大島自治会のご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げますとともに、会場周辺での渋滞緩和のため、できるだけバスをご利用いただくよう事前のお知らせに努め



てまいります。

結びに、本会議、常任委員会及び予算特別委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望を十分に勘案をいたしながら、また、附帯決議もいただきました。重く受けとめさせていただきながら検討いたし、今後の町政執行に遺憾なきように努めてまいります。どうぞご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議員各位のご健勝と、議会のますますのご発展をご祈念を申し上げ、簡単でありますけれども、散会に当たっての挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関谷明生君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（関谷明生君） これにて3月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分